

## 第22回投資等ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：平成30年4月18日（水）16:00～18:15

2. 場所：合同庁舎4号館4階 共用第2特別会議室

3. 出席者：

（委員）原英史（座長）、飯田泰之、森下竜一

（専門委員）村上文洋

（議長）大田弘子

（政府）前川内閣府審議官

（事務局）窪田規制改革推進室次長、西川参事官

（ヒアリング）総務省自治行政局 稲原浩地域情報政策室長

内閣官房番号制度推進室 向井治紀内閣審議官、浅岡孝充参事官補佐

個人情報保護委員会事務局 其田真理事務局長、小川久仁子参事官、

松本秀一参事官

富士通総研経済研究所 榎並利博主席研究員

日本経済団体連合会

新経済連盟

4. 議題：

（開会）

議題1 地方自治体の保有するデータの活用（フォローアップ）

議題2 マイナンバー制度に関する検討

（閉会）

5. 議事概要：

○西川参事官 それでは、時間となりましたので、規制改革推進会議第22回「投資等ワーキング・グループ」を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、御多用中のところ御出席をいただきまして、本当にありがとうございます。

本日は、大田議長も出席しています。

また、吉田座長代理、八代委員は所用により御欠席と伺っております。

ここからの進行は原座長にお願いします。

○原座長 ありがとうございます。

議題の1、「地方自治体等の保有するデータの活用」です。

本件は、昨年6月の規制改革実施計画において何点か盛り込まれていますが、1点目に、「立法措置による解決の可能性を含む、非識別加工・活用に関するルールの整備の検討」、2点目、「共同受託機関の設置等の検討」、3点目、「公的な事前相談窓口の設置」という項目が盛り込まれています。

本日は、先月、総務省の有識者検討会において報告書案が示されたことを踏まえて、総務省から報告書案についてお伺いし、個人情報保護委員会事務局から、国・民間における匿名加工情報の作成等の状況について御説明をいただきたいと思います。

では、まず総務省からお伺いして、その後、個人情報保護委員会からお話をお伺いして、まとめて質疑を行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

○総務省（稲原室長） それでは、総務省の地域政策室長でございます。

今日はお時間をいただきましてありがとうございます。今、座長からございました規制改革実施計画におきまして、特に座長がおっしゃられました1つ目のポイントと2つ目のポイントについて、有識者検討会を立ち上げまして検討してきたところでございます。その結果を簡潔に御説明差し上げたいと思います。

まず、もともとの経緯を若干御説明させていただきたいと思います。資料1ページ目に地方公共団体における非識別加工情報の仕組みの導入に関する経緯を簡単にまとめてございます。御案内のとおり個人情報保護法等の改正がございまして、2つ目の○に書いてありますように、それぞれ平成29年5月30日に施行されたという状況でございます。そういった状況を踏まえまして、それに先立つこと平成28年の10月下旬に、地方公共団体についてどう対応するかを含め、閣議決定しているところでございます。

2つ目の○でございすけれども、地方公共団体の非識別加工情報の仕組みの導入に当たりまして、条例の制定又は見直しに当たっては、2行目でございすますが、特に行政機関個人情報保護法を参考としながら、非識別加工情報を提供するための仕組みの整備等の事項について留意する必要があるということ。

また、3つ目の○でございすけれども、国は地方公共団体における条例の見直しについて、その円滑な検討に資するよう、必要な情報提供を行うことを閣議で決めていたところでございす。

おめくりいただきまして2ページ目でございす。こういった動きも踏まえまして、平成29年5月に平成28年度に開催しました検討結果を各地方公共団体にお知らせしているというものでございす。

とりわけ、今日のテーマであります非識別加工情報の仕組みの導入につきましては、左側から右側にかけて書いてございす。条例の改正を念頭に置きまして、左側の3番目の1つ目の○でございすけれども、地方公共団体が制度を導入する場合には、民間部門、国及び地方公共団体で匿名加工情報及び非識別加工情報の定義、加工の基準等は同等の内容であることが適当という基本的な方針を示しておりまして、総務省としては、条例改正に当たっての留意事項、また欄外に書いてございすような条例整備のイメージを地方公

共団体に公表しながら、ブロック説明会等も行ってきたところでございます。

時期を同じくいたしまして、下側半分の3ページ目でございますが、地方公共団体が保有するパーソナルデータの効果的な活用のための仕組みの在り方に関する検討会を立ち上げさせていただいたところでございます。こちらにつきましては、「1. 背景」の2つ目のポツでございますように、先ほど座長からございました規制改革実施計画の内容、それから、平成28年度に開催いたしました、旧検討会における、将来的には地方公共団体共通の提案受付窓口でありますとか、地方公共団体が共同して非識別加工情報の作成を委託等できる仕組みを検討していくことも考えられるといった指摘を受けて開催したものでございました。

それから、繰り返しになりますけれども、規制改革実施計画において、当面は先進的な地方公共団体における条例整備を推進しつつ、立法措置による解決という可能性についても検討を行うこと等を踏まえて、現時点での非識別加工情報等を取り巻く情勢も踏まえて審議をいただいたところでございます。合計で6回の会合を開かせていただいたところでございます。3月30日に第6回目が終わっているという状況でございます。

本日、時間の関係上御説明できませんけれども、今のパワーポイントの資料の後に参考資料1としまして、3月30日に出した検討会報告書の案をお付けしておりますので、よろしければ御参考いただきたいと思っております。

ダイジェスト版といたしまして、ポンチ絵の方に戻りまして、3ページの2ポツ以降で検討会の報告の概要について御説明させていただきたいと思っております。非識別加工情報に関する現状を踏まえた検討ということでございます。そういった現状を分析したところでございますが、「(1) 非識別加工情報等の作成等の状況」でございます。国の行政機関の状況、それから、民間事業者の状況も参考にさせていただきながら議論をさせていただいたところでございます。この件については、後ほど個人情報保護委員会から御説明があるということで、詳しいことは割愛させていただきたいと思っております。

また、(2)につきましては、「非識別加工情報の活用事例の把握の必要性」ということで、まだ制度が始まったばかりでもございますので、住民に対して丁寧に説明責任を果たすという観点から、具体的な活用事例の把握が必要だという御指摘をいただいております。また、今後、より効率的な非識別加工情報の作成・提供に係る仕組みを検討するため、具体的には後ほど御説明したいと思っておりますけれども、そういった仕組みを検討するためには、まずは具体的な活用事例を把握する必要があるという指摘をいただいたところでございます。

また、検討会においては、幾つかの民間事業者の方にお越しいただきまして、地方公共団体の保有する個人情報ファイル簿を御覧いただいた上で、どんな活用方法があるのかというヒアリングを行ったり、さらに経済関係団体の加盟者に対してアンケート調査等を行ったところでございます。そういった結果、いわゆる非識別加工情報を活用して、どのようなことを活用したい、具体的な活用事例のニーズについてお聞きしたところ、結果的に

は統計情報を活用するための元データとして非識別加工情報を活用したいといったニーズでありますとか、そういったものについては統計情報が活用できれば、必ずしも非識別加工情報でなくても対応できるのではないかとといった指摘をいただいたところでございます。

一番下の（４）でございますけれども、現在の地方公共団体の状況でございます。平成30年2月時点で条例改正を検討しているという団体でございます。いついつまでにということは、未定のところも含めてでございますけれども、都道府県4団体、市区町村463団体が改正予定、実際に昨年度内に改正した団体は5団体という状況になってございます。地方公共団体としては、国等の実情を踏まえて検討を進めることということで、まだ検討中という団体が多い状況になってございます。

おめくりいただきまして4ページ目でございます。先ほど申した現状を踏まえまして、今後どのような形で国として地方公共団体に対して支援をしていくべきなのかということについて整理をいただいたところでございます。

「（１）国の支援の在り方」につきまして、まずは非識別加工情報の活用事例を整理しつつ、仕組みの周知をさらに進める必要があるだろうということでございます。それと併せまして、来年度以降も地方公共団体の条例改正等を支援すること、さらにデータを利活用する民間事業者の方々が簡便に地方公共団体のデータにアクセスできる環境の整備と、これに伴って生じる地方公共団体の負担軽減についての検討を進めていくという御指摘をいただいたところでございます。最後の負担軽減等の検討については、下の（５）で言っているものでございますが、これは後ほど御説明したいと思っております。

このような形で、それぞれパーツ、パーツで指摘をいただいているところでございますが、地方公共団体の非識別加工情報の活用事例について、十分明らかでないという状況を踏まえまして、国として想定される具体的な活用事例を充実させていく必要があるだろうという御指摘をいただいているところでございます。検討会の中でも幾つか、私ども、民間事業者の方々と活用事例を作ったところでございますが、より地方公共団体の理解促進、住民の理解促進のために、想定される活用事例を実現する必要があるだろうということでございます。

それから、（３）でございますけれども、「パーソナルデータの利活用の態様」ということで、先ほど、結局、統計情報だというニーズもあったところでございますけれども、利用者側から見れば、統計情報であったり、オープンデータ、そういう区別がなかなか判別しない形でニーズがあるといった状況もございますので、どういう種類のデータが必要とされているのかということに留意する必要があるだろうという指摘をいただいております。そういったことも踏まえまして、地方公共団体の非識別加工情報の仕組みの導入等の状況や民間事業者に対して、提案を受け付けている期間といった情報を広く周知することに加えて、今、政府の方で進めております地方公共団体のオープンデータの取組の状況の公表と連携した公表方法を検討するというを指摘いただいたところでございます。

（４）につきましては、先ほど申し上げた、条例改正の推進のため、国としては必要な運

用手引等の情報提供を引き続き行う必要があるということを指摘いただいたところでございます。

最後に（５）でございますけれども、「より効率的な非識別加工情報の作成・提供に係る仕組みの検討」ということで、今後の検討の方向として、２つ整理をいただいたところでございます。

①としては共同受託のところでございます。こちらにつきましては、受託でございますので、地方公共団体の事務を第三者に委託するというところでございます。したがって、条例に基づいて非識別加工情報の作成を行うことが前提になりますけれども、複数の地方公共団体から加工に関する業務を共同して委託を受ける。複数の地方公共団体から委託することを想定したものでございます。こういったところについて、例えば、小さい団体等は、どこの事業者に委託したらいいか、なかなか情報もないということも想定されますので、非識別加工情報の作成に係る委託の実績等について情報共有を図っていく必要があるだろうという指摘でございます。

また、②で書いてございます作成組織というものにつきましては、非識別加工情報の作成を地方公共団体とは別の組織の事務として、当該組織が地方公共団体が保有している個人情報提供を受けて、当該組織において非識別情報を作成するといった仕組みを考えられないかということではございます。その検討に当たっては、非識別加工情報の活用の動向も踏まえながら、１点としては加工の対象とする情報について、どのような情報にしていくのかといったこととありますとか、セキュリティ対策を含め、個人情報提供を受けることとなりますので、必要な安全管理措置を講じていく必要があるのかといった点、それから、３番目でございますけれども、事業採算性の確保ということの課題をどう解決していくのかという点について、留意した上、検討し整理する必要があるという提言をいただいているところでございます。

これが３月３０日の時点での提言書の内容でございますので、総務省としては、この有識者会議の提言を受けまして具体的な対応等、今後検討してまいりたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○原座長 それでは、お願いします。

○個人情報保護委員会事務局（小川参事官） それでは、引き続きまして、原座長から御指摘があった３つ目のポイント、公的な事前相談窓口及び匿名加工情報制度の利用状況について、資料１－２に基づきまして、個人情報保護委員会事務局から簡単に御説明させていただきます。

資料１－２を１枚おめくりいただきまして、「匿名加工情報制度」でございますが、これはパーソナルデータを含むビッグデータの適正な利活用ができる環境整備を行うために、改正個人情報保護法に基づき昨年の５月に導入された民間事業者に対する制度でございます。こちらの図にございますように、個人情報を加工いたしまして匿名加工情報にした場合に、個人情報の取扱いよりも緩やかな規律の下に自由な流通・利活用を促進するという

ものでございます。

次のページをおめくりいただきまして、「匿名加工情報に係る取組状況」でございますけれども、この制度の内容周知、相談対応・事例集の公表等を通じまして利用環境の整備を図っております。取組状況を大きく3つ挙げさせていただきます。

まず、周知広報でございますけれども、この制度の内容につきまして、説明会や事業者ヒアリングを通じまして、内容の周知を継続的に実施してきております。例えば、説明会でございますけれども、昨年度につきましては約170回、約1万6,000人に対して、改正個人情報保護法の概要ということで説明をしてきております。その結果、今年の3月末時点で300社超が匿名加工情報の作成を公表しているということでございまして、業種としては、小売や金融や医療福祉関係など幅広くなっております。

また、2つ目のポイントでございますが、公的な事前相談窓口という御指摘もいただいた事項を踏まえまして、事業者等からの相談を受け付ける相談ダイヤルを昨年5月に開設しております。こちらは昨年末時点で1万9158件の相談を受け付けております。この中で匿名加工情報に関する相談は約800件でございます。

それから、3つ目のポイントでございますが、匿名加工情報の取扱いに関する情報を委員会のウェブサイトで公表してきておりまして、情報発信を充実してきております。

次のページをおめくりください。匿名加工情報の活用事例、300社超があるということでございますけれども、今年の3月末時点で、例えば、医薬品分野などで約80社、小売業分野で約30社、金融保険分野で約10社が匿名加工情報の作成を公表しております。3つほど事例をお示ししております。

まず、1つ目の事例でございますけれども、調剤薬局が処方箋の記載事項などから匿名加工情報を作成しまして、医薬データベース事業者に提供するというところで、新薬の開発や研究に利用しているということでございます。

また、2つ目の事例でございますが、小売業者がIDPOSデータから匿名加工情報を作成して、メーカーや卸業者に提供しているということで、マーケティングに活用しているということでございます。

また、3つ目の事例でございますが、クレジットカード事業者が会員属性情報や利用履歴から匿名加工情報を作成して、研究機関に提供するというところで、事業計画の示唆を得ることに利用しているということでございます。

次のページをおめくりください。非識別加工制度についてでございますが、これは、行政機関個人情報保護法、また独立行政法人等個人情報保護法に基づいて導入された制度でございます。行政機関等は、ここにありますように提案募集を行いまして、民間事業者からの提案を審査の上、非識別加工情報を提供するという制度になっております。

次をおめくりいただければと思います。非識別加工情報に関する個人情報保護委員会としての取組を3つお示ししてございます。

まず、御指摘いただいております公的な事前相談窓口についてですけれども、同じく昨

年の5月30日に行政機関等非識別加工情報に関する総合案内所を開設しております。こちらについては、1年間で問合せ件数は144件ということで、行政機関等からの問合せが多くなっておりませんが、地方公共団体などからもお問合せをいただいております。

2つ目のポツでございますが、非識別加工情報に関する制度概要については、ウェブサイトなどにおいても広く情報を発信してきております。

また、説明会については、全ての情報機関、独立行政法人等、それから、都道府県、特に埼玉県など地方自治体も含めまして説明会を開催しているということでございます。

この結果、全141の行政機関が昨年度末までに提案募集を全て実施済みということでございます。

私からは以上でございます。

○原座長 ありがとうございます。

前期の議論をちょっとだけ振り返らせていただきますと、まず確認ですけれども、個人情報保護についてのルールは幾つかの法律があって、民間部門が保有している個人情報については個人情報保護法、また、国などの行政機関が保有しているものについては行政機関個人情報保護法があり、自治体が保有する個人情報については、それぞれの自治体の条例でルールを定めることになっています。これを前提にして、ビッグデータの活用についてのルール整備を進めていくため、ここ数年の議論がなされ、民間、国についてはそれぞれ法改正がなされたわけでございます。自治体の保有しているデータに関して、ビッグデータの活用に関するルール整備を引き続き条例でやるのが適切なのかどうかという議論を私たちはしております。

前期の第1次答申ですが、こうした新たなルールの整備を条例に委ねることとすれば、条例の内容や運用に差異が生じる可能性が否めない。条例が整備される時期も各地方自治体の事情次第でばらつきが生じる可能性がある。結果として地方自治体ごとのデータ提供の状況に差異が生じる可能性、こうした際の解消が困難となる可能性もあるのではないか、そういった御指摘をいたしました。

その上で、先ほどもちょっと触れましたけれども、幾つか、措置の中身として項目を挙げた中で、重要な項目として、こういったルール整備に関して地方自治体の意向を十分に踏まえてルール整備を進めるための意見交換の場を早急に設けてください、これは平成29年度の上期にやってくださいということになっていました。昨年、一度、総務省にお越しをいただいたと思いますが、そのときに3団体からの意見を聞く場を設置しますというお答えをいただいたので、それはさすがに地方自治体の意向を十分に踏まえた場になっていないのではないかという御指摘を申し上げて、そのままになっていたと認識しております。

あと、もう一つ重要な項目が、先ほども触れましたように立法措置による解決という可能性について、地方自治体の意向を十分に踏まえて検討すると、これは閣議決定事項になっているわけでございます。

そこで、最初に私から3点お伺いしたいと思いますが、1つ目に、まず、地方自治体の意向を十分に踏まえて意見交換を行う場について、これまでにどういった場が作られ、どういった意見交換がなされてきたのかを教えてください。

それから、2つ目に、立法措置による解決という可能性についての検討をどうされてきたのか、これも教えていただければと思います。

3点目ですが、先ほど総務省の御説明の中で、467の自治体で条例の整備を進められているという御説明がございました。これを総務省としてどう評価されているのか。良いことだと思っていられるのか、教えていただければと思います。私たちのこれまでやってきた議論から考えますと、このまま行くと何が起こるかという、多くの自治体で条例の整備をやっています、今さら立法、法律で対応することは難しいですということにまたなっていくのではないかと危惧を持つわけですが、ここを総務省としてどうお考えになっているのか。

以上3点、先に教えていただけますか。

○総務省（稲原室長） ありがとうございます。3点についてお答え申し上げます。

まず1点目、地方公共団体の意見を踏まえて、どう検討したのかというところでございます。この検討会の構成員におきましては、資料にもお付けしておりますけれども、県、指定都市、市、特別区、町という形で、それぞれ行政規模に応じて、有識者として地方公共団体の担当者に入っていたところでございます。また、当該団体の首長を含めましてヒアリングを行わせていただいたところでございますので、こういった形で地方公共団体の意見を伺わせていただいたところでございます。また、会議については、毎回、地方三団体が傍聴していただいたと認識しているところでございます。

2点目の立法措置による解決の可能性について、どのような検討を行ったのかということでございます。先ほど私から、資料のうち国の支援の在り方のところで申し上げましたように、より効率的な非識別加工情報の作成・提供に係る仕組みの検討を進めろという御指摘をいただいたところと申し上げましたが、特に共同受託、それから、作成組織といったものについて、非識別加工情報に関する活用事例を整理する、若しくは先進的な地方公共団体の条例改正を支援しながら、こういった共同受託の仕組み、あるいは地方公共団体とは別の組織の事務として作成組織の検討を進める必要があるという一定の方向性をいただいたと思っておりますので、これが正にその検討の結果だと考えておるところでございます。

それから、最後、467団体をどう評価するかということでございます。先ほど私が申し上げましたように、これらの団体がいつまでに条例改正を行うかについては、私どもも把握していないと。国等の実績等を踏まえて検討しているという状況の団体が多々ございますのでと申し上げたところでございます。座長から、このままいくと条例整備が進んでしまって、立法措置は困難だということの、いわばエクスキューズになってしまうのではないかと御懸念をいただいたところでございます。この点についても検討会の中でも一定



の議論をいただいたところでございますが、これは地方公共団体の構成員からの意見としてあったところでございますが、例えば、当該団体特有の個人情報を加工する場合に条例に基づく非識別加工情報の仕組みを使い、作成組織のようなものについてはオールジャパンで情報が欲しいといった場合を想定するといった住み分けもあるのではないかと御指摘もいただいておりますので、そういった意見も踏まえながら今後検討していく必要があるのではないかと考えております。

以上です。

○原座長 まず、自治体からの声ということで言うと、今までの検討会での御意見については私どもも拝見しておりますけれども、例えば、徳島県は条例とは別の方法をとることも一つの考え方である、豊島区は立法措置による解決が望ましいとおっしゃっている。それから、徳島県はその後もう一回お越しになっていて、保護に関する法体系はいいとして、新たな施策である利活用については特化した法整備が必要であるという御意見があった。それから、多久市は、条例を統一化する新たな立法措置が必要。それ以外の町などでも、個人情報の利活用については立法措置が望ましいという御意見があったと承知しております。

以上を踏まえた上で、結論としてなさっていることは、467団体で条例という形でルール整備を進めていくと。先ほど、立法措置についても一定の検討をしたのだとおっしゃいましたが、資料4ページの下の(5)で書かれていることは、条例に基づいて共同受託をするとか、作成組織の問題を言っているのもあって、ルール整備を条例ではなくて立法措置にするというところについてはどう検討されたのか、もう一回教えていただけますか。

○総務省(稲原室長) 条例の整備も進めますけれども、併せて、共同受託のでありますとか、作成組織の仕組みも検討を進めていくことを考えてございます。ただ、その前提といたしまして、今日は時間の関係で余り御説明できませんでしたが、どんな形で地方公共団体が有している個人情報を非識別加工情報として作成するのか、また、その非識別加工情報をどう活用したいのか民間事業者側の、ニーズと申しますか、事例がなかなか見えてきていないという状況がございました。そういった現状も踏まえて、検討会の有識者の方々からは、例えば、共同受託でありますとか、作成組織といった今後の仕組みの検討をするに当たっても、具体的な活用事例も踏まえて、枠組みを検討することが重要ではないかという指摘をいただいております。したがって、唯一の解が条例だという結論ではございませんで、我々といたしましては、こういった活用事例の整備の充実を行いながら、先ほど申し上げた共同受託や、作成組織ということを引き続き検討していきたいと考えておるところでございます。

○原座長 もう一回確認なのですが、おっしゃられたような、共同受託とか組織などの仕組みを検討する、これは結構なことだと思います。やっていただければいいと思います。また、ユースケースについてきちんと踏まえる、これも重要なことだと思います。ただ、その中で、何で自治体で、今のこのルールに基づく、ガイドラインに基づく条例整備を進め

ていくことが妥当だと思われているのですか。467の自治体で予定されている、これはさらに拡大されていくのでしょうか。それがなぜ妥当なのですか。

○総務省（稲原室長） 逆説的に申し上げますけれども、先ほど申し上げた共同受託でありますとか、作成組織を検討するには、やはり非識別加工情報の活用事例が必要でありますし、また、先ほど申し上げた作成組織における非識別加工情報の対象情報をどうするかでありますとか、一番重要なところは事業採算性が確約される状況にあるのかどうか。やはり非識別加工情報の利活用のニーズが十分に見えていない中、ここも重要な論点かと思っております。また、安全管理措置についてどうするのかというところを議論していかないと、なかなかこちらの検討も進まないと考えてございます。

そういった状況がある中において、地方公共団体が保有する個人情報を非識別加工情報として使用していくことについては、国、民間事業者の動きもでございます。であれば、今まで自治体の個人情報の取扱いは、冒頭、座長もおっしゃられましたように、条例でやってきたという経緯もございますので、正に先進的な自治体については先進的な自治体の対応をしていただくのが妥当だろうと考えてございます。また、そういった取組を進めることによって、どれほど出るか分かりませんが、地方公共団体の個人情報がこういった形で非識別加工されるのだというところの、いわば知見の積重ねにもつながっていくのではないかと考えておりますので、そこはパラレルに、条例整備の推進と今後の仕組みの検討というものはしていく必要があるかと考えております。それが検討会の報告書の趣旨だと理解しております。

○原座長 もう一度戻りますけれども、ビッグデータの活用については、世界でルールを一定程度整合性を図るべきではないかという議論もなされています。その中で、日本では、自治体の保有するデータについては条例ごとに、市区町村ごとにばらばらになっているという状態になっているわけですが、これを統一していくのか、立法化していくことになるのかどうか。私たちは、活用についてのルールは条例ではなく、立法措置を早急に検討すべきだということを昨年からずっと議論していたわけですが、そこは共有されていないのでしょうか。

○総務省（稲原室長） 繰り返して恐縮でございますけれども、検討する方向は出させていただいたと思っております。ただ、検討を進める上で、やはり前提条件というものがあるだろう、また、活用事例はどういうものかということ整理する必要があるだろうという指摘をいただいたところでございますので、そういった前提条件や活用事例を整理しながら、検討会報告書で示された作成組織等の仕組みについては検討していく必要があると考えております。

○原座長 いやいや、方向性を出されたとおっしゃっているのは仕組みについてですね。共同受託や組織についてのルール整備は一定の検討をされたのだと思いますが、非識別加工、あるいはビッグデータの活用に相当するルール設定を条例ではなく立法措置で、国全体として統一的にやっていくことについての検討はどうされたのですか。

○総務省（稲原室長）　　ですので、作成組織等の検討が正にそのこの検討にもつながっていくものと考えております。ただ、誤解なきよう申し上げますと、条例については、今まで日本における個人情報保護法制の体系の中で条例で対応してきたというところがございますので、それぞれ条例の制定主体は各地方公共団体になります。なりますけれども、昨年度の私どもの技術的助言においては、地方公共団体が非識別加工情報の仕組みを導入する際には、国と同等の内容にしてくださいということを強く申し上げておりました、それに併せて条例改正のイメージ、ひな形を示させていただいておりますので、ばらばらになるということではなくて、そこは非識別加工情報の仕組みとして、国の行政機関、民間事業者と同等になるよう、総務省としては引き続き支援していきたいと考えております。

○原座長　　ずっとお伺いしていますと、結局、自治体の個人情報については条例で定めるものなのだという前提での検討をされていると理解いたしました。昨年閣議決定をした、その前提となった第1次答申、また、それに至る議論で私たちがしていたのは、自治体の個人情報は条例で定めるものなのだという事について、少なくともデータの利活用に関しては見直したらよろしいのではないですかという議論をしていたわけです。なので、議論の前提がまたすっかり元に戻ってしまって、私たちは去年やっていた議論をもう一回やらないといけないのかなと、今、思いましたが。

○総務省（稲原室長）　　そういう御指摘に対して申し上げるのは、検討の途上であるということかと思っております。検討会の報告書は条例しかやらないと言っていることでは決まらせてございませんで、先進的な自治体の条例の整備も支援をしながら、併せて、こういった将来的な姿について検討していくということをやっていきたくと指摘されております。ただ、何回も申し上げて恐縮なのですけれども、現時点で、非識別加工情報の活用事例というものが非常に乏しいような状況もございますし、事業採算性をできる状況にあるのかといった問題もございますので、そこは並行して検討させていただきたいと考えておるところでございます。したがって、条例しかやらないのだということ御理解いただくのは、検討会の報告書の内容からは離れてしまうと思っております。

○原座長　　私はこれは閣議決定に違反しているのではないかという認識を持ちましたけれども、村上さん、いかがでしょうか。

○村上専門委員　　私も検討会に参加させていただいていて、事務局の御苦労も一定は分かります。まだ活用ニーズがよく見えない中で、立法措置を進めるのに対して、事務局として非常に御苦労されているというのはお伺いしています。私が検討に参加して思ったのは、非識別加工情報だけを取り扱っていると、ニーズがなかなか見えてこないのではないかと、先ほども稲原さんから御説明ありましたが、オープンデータや、あと、個人情報そのものも含めて民間企業がいかに活用しやすくするかという観点と、あともう一つは、やはり立法措置とも関係しますが、1,788の自治体や、さらには国の機関、あるいは独立行政法人などを含め、組織横断的に情報を入手しやすくするという仕組みをどう作るか、この2点は検討していかなければいけないと思います。ここで書かれている作成組

織、共同受託組織についても、自治体で閉じずに、行政保有情報全般に広げていくための仕組みというか、プラットフォーム作りといった大きな観点に立って進めていただくことは非常に重要だと思います。そのためには、作成組織に関しては立法措置も必要になってくると思います。現時点でニーズが見えない中で、どう立法措置を先行させていくのかという点について、検討会で答えが出せなかった点は、私も参加していて反省するべきだと思っています。

○大田議長 ありがとうございます。ちょっと確認をさせてください。閣議決定では、事例が十分ないので、当面は先進的な地方自治体における条例整備を推進しつつ、立法措置による解決という可能性についても地方自治体の意向を十分に進めて検討する、となっています。先ほどからのお話を伺っていると、まだ先進的な自治体の事例がないから、閣議決定に書かれた中身はまだ途上であると、立法措置の可能性はこれから検討すると、そう受けとめてよろしいでしょうか。これが1つ目です。

2つ目が、そういう悠長なことをやっている間に、地方自治体ごとのデータ提供の状況に差異が生じる可能性や、こうした差異の解消が困難となる可能性も考えられると、このことも答申に書いてあるわけですが、この点はどうお考えなのでしょうか。

○総務省（稲原室長） ありがとうございます。

1点目は、議長から御指摘いただいた立法措置による解決という可能性についてということなのですが、その方向性は出していただいたと考えております。したがって、解決の可能性を引き続き検討会で提示された方向性を踏まえて検討するということかと思っております。

それから、2点目なのですが、座長からもいろいろ御心配いただいております、差異が生じてしまうのではないかとこのところでございます。そこにつきましては、2つ申し上げたいと思っております。

1つは、加工した情報が、いい加減なルールに基づいて加工したということになりますと、加工した情報を利用しようとする事業者が困ることになりますので、匿名加工情報としての規律がきちっと適用されるように、ルール整備は民間・国と同じよう進むように対応してまいりたいと思っております。それは、地方公共団体に対しても、総務省としては徹底していきたいと考えているところでございます。

それから、467団体について、どう評価するのかというお話もございました。今回、規制改革推進会議とさせていただいている議論でありますとか、私どもの検討会の結果を自治体の方が見て、どう受け止められるか、予断を持って申し上げることはできないのですが、わずかでも先進的な動きをしようとする自治体に対しては、ルール整備がきちっと国と同様のものとなるよう、個別に相談を受けるなど対応していきたいと考えております。

○大田議長 先ほど座長も言いましたように、有識者検討会では地方自治体からも立法措置を求める意見はあったにもかかわらず、具体的検討がなされていないのですが、これか

ら具体的検討をなさるということですね。

○総務省（稲原室長） 具体的になされていないという御指摘なのですが、私どもとしては、そのような立法措置による解決の可能性を求めた場合に、では何がネックになるのか、検討の前提として何が必要なのかを検討させていただいたところでございます。したがって、お言葉を返すようで恐縮なのですが、具体的な検討をされていないという指摘については、私どもとしては忸怩たるものがございまして、検討はしているわけなのですが、活用事例がないですとか、ないのであれば事務局として我々が作っていいですとか、そういう努力もしてきておりますし、あとは、作成組織の場合であれば、留意する事項について、3点ほど留意して検討を進めるべきであろうという整理はいただいたので、将来的な姿について全く議論しなかったということではないとは思っております。

○大田議長 そうすると、先ほどの質問に返るのですが、まだ検討は途上であるという受けとめでよろしいですね。

○総務省（稲原室長） 結局、作成組織を今後どうするのかということについては、今日の、簡単なペーパーで恐縮だったのですが、3点について留意の上、検討し整理する必要ということを提言いただいておりますので、正にこういった点に留意しながら、また地方公共団体からも条例との関係にも留意する必要があるという指摘が出ておりますので、そういった点を踏まえて検討し、整理をしていく必要があると考えております。

○原座長 事例もまだ出てきていないので、これから検討しますというのは分かるのですが、一方で自治体での条例化はどんどん進んでいる。これが進んでしまえば、恐らく立法措置はやはり困難でしたということに近いうちになるので、今の状況は正に私たちが去年指摘をしていたように、地方自治体ごとの差異の解消が困難になる可能性が現実化することに向かっているという認識を持ちました。

すみません、時間が大分延びてしまいましたが、よろしゅうございましょうか。

○大田議長 小川さんにも質問してよろしいでしょうか。非識別加工情報で、国の行政機関や独立行政法人の非識別加工情報についてはまだ提供実績がないのですが、初年度とはいえ、これは、例えば企業のニーズに合っていないとか、何か問題はないのかと。そこはどうお考えでしょうか。これが1つ目です。

それから、地方は条例を作るに当たって、今のルールに基づいて作っているわけですが、このルール自体、再検証の必要はないのでしょうか。これが2点目です。つまり、何ら事例の蓄積がないまま作られたルールですから、これは再検証する必要はないのかというのが2つ目です。

○個人情報保護委員会事務局（小川参事官） 御質問いただきましてありがとうございます。

議長御指摘のとおり、初年度は提案募集への提案がなかったということで、提供実績がないことは事実でございます。こちらについて、全141機関が準備をするというのが、我々も随分働きかけをして、何とか年度内に提案募集ができたということでございまして、そ

の準備の方にどうしても手間がかかってしまったというところはございます。ただ、今回もう準備もできておりますので、来年度に向けましては、非識別加工情報を使ってみようという企業に対する情報発信もより充実をしっかりとしていきたいと思っております、ニーズがより掘り起こされるようにしてまいりたいと思っておりますのでございます。こちらについては、まだ初年度でございまして、これからでございますので、まずは現在の制度についてしっかりと周知をして、ニーズを掘り起こしていくということをしっかりと頑張っていきたいと思っておりますのでございます。

以上です。

○原座長 よろしゅうございますか。すみません、時間が少し延びてしまって失礼いたしました。では、今日の指摘を踏まえて、総務省には是非引き続き御検討いただければと思いますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

(ヒアリング出席者入替)

○原座長 スタートが遅れてしまって大変失礼いたしました。議題の2、「マイナンバー制度に関する検討」に移らせていただきます。

本議題は、当ワーキング・グループでの審議事項の1つでございます。本日はマイナンバー制度について、評価や課題などについて、富士通総研の榎並主席研究員から、その後、改革提案について、日本経済団体連合会、また新経済連盟から御説明をいただきます。その上で、これらに対する見解について、内閣官房番号制度推進室及び個人情報保護委員会事務局から御説明をいただきたいと思っております。質疑応答は最後にまとめてさせていただきます。

それでは、順番にいたしますが、榎並様から最初をお願いいたします。

○富士通総研（榎並主席研究員） 富士通総研の榎並でございます。

それでは、お手元の「マイナンバー制度について」という資料で簡単に御説明させていただきます。

まず、最初の1枚目なのですが、そもそもマイナンバー制度というのは何のために作ったのかというそもそも論でございます。これまでの社会制度、社会制度というのは負担と給付の在り方なのですが、これまでは個人を特定できる番号が存在しないと、そういった社会でございました。そこで、夫婦と子供2人という標準世帯を前提として「負担と給付」を設計してきたと、こういったことがございます。この「負担と給付」の在り方というのは、その時々、社会的な事情によって、いろいろと調整をずっとやってきた。それによって、例えば、税とか、社会保障とか、制度ごとに世帯の概念が異なったり、あるいはいろいろと複雑になったり、不整合が起きたり、また低所得者の把握ができなかったりと、こんなことになってきたわけでございます。

こういったものも、これまでは戦後の人口ボーナスがあり、高度経済成長もあり、矛盾としては見えなかったのですが、今は人口ボーナスからオーナスの時代が変わってきていますし、経済は低成長、ライフスタイルもどんどん多様化してグローバル化している。こ

ういった環境の変化によって、これまでの社会制度がかなり限界に来ているということは皆さん御承知かと思えます。

そこで、社会制度、つまり「負担と給付」のあり方を抜本的に見直して、新たな社会制度を作らないといけないと、こういった背景からできたのが、このマイナンバーということになると考えております。個人をきちっと特定できる番号、マイナンバーをきちっと制度化する。そして、この番号を前提として、負担と給付の基本単位となる「新しい世帯」というものをきちっと確立して、そこに対して、「より精緻かつ的確な負担と給付のあり方」を構築していく必要があるということでございます。

そして、このマイナンバー制度において重要なことは何かということなのですが、これは利便性がどうのこうのという話だけではなくて、理想的な社会制度、つまり、より精緻かつ的確な負担と給付のあり方、こういったことを実現するために使っていないといけない。そのためには、このマイナンバー導入を前提として、従来の慣習であるとか、法制度・業務プロセス、こういったものを改革していく。飽くまでも番号を導入することが目的化してはいけないと思っております。そして、社会政策が個人単位の正確なデータに基づいて、いろいろと立案したり、実行したり、検証したりということが可能になってくると考えております。

この下に三層構造のモデルがありますが、こういったモデルを意識しながらマイナンバー導入をしていくべきだろうと考えております。一番下の層が国家のインフラ層。国家というのは国民と国土をきちっと管理して初めて成り立ちますので、戸籍や不動産登記などにもマイナンバーを導入していく。それから、既にマイナンバーを導入されておりますが、マイナンバーを軸にした新たな生活単位をもとに税と社会保障に適用する。さらにその上にはアプリケーション層として、医療、介護、健康、教育、こういったものに展開していく。こういった構造的な展開をしていく必要があると考えております。

こういったことに基づいて、では、マイナンバー適用分野をどのように拡大していくべきか。1つは国家インフラ層ですね。これは戸籍と不動産登記。戸籍については、従来の戸籍の制度を見直して、韓国でやっているような家族関係登録制度、こういったものに思い切って転換していくことも必要かと思えます。また、不動産登記については、所有権をきちんと明確化する。

それから、社会インフラ層については、この部分はもうマイナンバー適用済みなのですが、マイナンバーをもとに負担と給付の基本単位となる「新しい世帯」を設定し、給付付き税額控除などの制度を導入していく。もちろん、これは簡単にできるわけではありませんが、こういったものを目指して、1つずつ着実にやっていくことが必要かと思えます。こういったものがどんどん定着していけば、記入済申告書制度、あるいは年末調整の廃止ということも可能になってくると思えます。また、給付とか還付漏れの防止、高額医療介護合算制度の負担軽減、こういった国民のメリットになるような使い方もどんどんと拡張していくべきかと思えます。

そして、アプリケーション層としては、医療分野、これは自分の情報をきちっと正確に結合すると、こういった仕組みが前提になります。それから、災害対策。ここでは迅速な医療とか、あるいはその他の支援、こういったことをするためにマイナンバーを使っていく。また、教育とか雇用分野、ここでは知識の習得とか、スキル開発の支援のために番号を使っていく。そのほか、自動車・軽自動車登録、こういったところにも適用を広げていくべきだろうと思います。

そして、最後に、「マイナンバーに関する現状の問題点」でございますが、1つは、現状の厳し過ぎる規制を見直すべきではないかと考えております。余り規制が厳し過ぎますと、かえって国民に誤解を与えることになりまして、マイナンバーが持つ本来の力が発揮できなくなってしまいます。つまり、この情報は自分のものであると、そういった自分の権利を守るのがマイナンバーなのですが、マイナンバーを落としたら何か怖いことになってしまうとか、そういった恐怖心があると、国民の間になかなかマイナンバーは根づかないということになります。それから、企業としても、「特定個人情報」ということで、通常の個人情報よりも厳しい管理をしないといけないということになりますと、いろいろと事務負担が大きくなってきますので、通常の個人情報レベルの管理方法に見直していくべきではないかと思っております。

それから、2つ目が、このマイナンバー展開を横断的に検討する組織が必要ではないかと考えております。各省庁、それから、各局ばらばらの制度を、マイナンバーを軸に横断的に検討する、こういった組織を設立すべきかと思っております。例えば、災害時の医療の連携、これまでも熊本の震災とか、いろいろありましたけれども、マイナンバーはほとんど使われていないという話がございます。それから、マイナンバーカードの横断的活用です。運転免許証であるとか、健康保険証、こういったものも省をまたがってマイナンバーカードを使っていくことが必要です。それから、ケアの連携においては、医療・介護・福祉・健康、こういったものが結びついて初めて予防医療なども可能になってきます。こういった連携をするための組織が必要かと思っております。

そして、3つ目には、10年、20年先を見据えたマイナンバーのロードマップ、こういったものを作る必要性があるかと思っております。まず、現状、マイナンバーを適用されている分野、本当にどれぐらいの効果があるのか、きちっと検証して、その結果を国民に還元する必要があると思っております。それから、情報提供ネットワークシステムによる情報の連携なのですが、これは符号を使って連携するとか、いろいろ厳しい規制がございます。また、この規制によって、システムの作り方が非常に複雑にならざるを得ないようなことも戸籍の検討などでは言われております。現行のマイナンバー設計の前提条件をそろそろ見直すべきではないかと思っております。そして最後に、社会全体の構造です。先ほどの3層構造を意識した上で、マイナンバーを段階的に展開していくと、こういったことが必要ではないかと考えております。

以上でございます。



○原座長 ありがとうございます。

それでは、日本経済団体連合会様からお願いします。

○日本経済団体連合会 経団連で規制改革、電子行政等を担当しております上田と申します。よろしくお願いいたします。

経団連は、2月に提言「国民本位のマイナンバー制度への変革を求める」を公表しておりますので、その内容を中心にご説明申し上げたいと思います。

まず、資料の1ページ目でございます。マイナンバー制度に対する問題意識を述べております。マイナンバー制度はデジタル社会に向けた基盤でありまして、官民が目指す超スマート社会「Society 5.0」の実現に寄与するものと考えております。

電子行政の先進国と言われる国を見ても、例えば、フィンランドは、住民登録センターが管理するデータベースに公的機関や民間企業が接続しておりまして、国民の住所情報が変更されると、接続している別の機関のデータベースに自動的に反映されるような仕組みがございます。それから、エストニアではインターネット投票実施に当たり、国民ID番号を用いて投票資格の確認が行われております。このように番号制度に基づく利便性の高い電子行政サービスがしっかり実在しているわけです。

一方、我が国の状況を見ますと、番号法に基づきまして、マイナンバーの利用範囲が限定されているほか、マイナンバーを含む個人情報である特定個人情報については、通常の個人情報よりも厳しい規制が設けられております。こうした規制によりまして、本来マイナンバー制度が持っている潜在的能力が十分に発揮できていないと認識しております。確かに番号制度を円滑に導入するという観点から、やや負荷がかかったような措置が講じられたことは承知しておりますが、国民の理解を得ながら、利便性を一層高めていく必要があると考えております。

番号法の附則では、施行後3年を目途に法律の規定を検討し、必要に応じて所要の措置を講じるとされておりますし、既に「日本再興戦略」や「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」の中でマイナンバーの利用範囲を拡大する方針が示されております。

また、昨年3月の規制改革推進会議において安倍首相が各省庁に行政手続簡素化の3原則の徹底を指示されておりますし、年末のIT総合戦略本部におきましては、電子申請に関する添付書類の撤廃に向けた法案作成の指示も出されております。こうした中で、新たな社会基盤にふさわしいマイナンバー制度を構築するために、今回、経団連として提言をまとめたということでございます。

次に、2ページを御覧ください。提言は、法人番号等も含みまして、かなり幅広い内容になっておりますが、本日は、赤字で示した3項目について、お話をしたいと思います。

次に、3ページ目に行ってくださいまして、1つ目は、個人番号の利用範囲の拡大でございます。マイナンバーの利用は、「税」「社会保障」「災害対策」の3分野に限定されておりますが、首相指示のあったワンスオンリー、それから、添付書類の撤廃に向けて、

この分野だけではなくて、幅広い分野でマイナンバーの利用が必要になると認識しております。現状、利用事務は法律の別表に列挙され、利用範囲の拡大には法改正を伴うため、迅速に対応できないという面がございますので、政省令レベルでなるべく規定していくことも一案かと考えております。

次に、具体的に早急に対処すべき項目として5つ御紹介します。下に絵が描いてありますけれども、1つ目は証券分野における公共性の高い業務であります。証券分野では、各証券会社が持つ利用者の情報を束ねて管理する機関が取引業務等の円滑化の役割を果たしています。こうした機関がマイナンバーを利用するとともに、住基ネットから個人番号を含む個人確認情報を取得し、証券会社に通知することを可能としてもらいたいと考えております。

2つ目は戸籍事務です。児童扶養手当の受給申請やパスポートの発給申請、それから、非本籍地に婚姻届を提出する際には、戸籍謄本、戸籍抄本の提出が必要となります。自治体同士では戸籍情報を連携する仕組みはありませんので、本籍地と住所地の自治体が異なる場合には、基本的には本籍地の窓口を訪問して、戸籍謄抄本を取得するか、郵送により請求する必要があります。これについて、やはりマイナンバー制度を活用した行政機関の情報連携によりまして戸籍謄抄本の提出が不要になれば、行政手続に係る国民の負担は軽減しますので、可能な限り早期に実現していただきたいということです。

3つ目は不動産登記です。相続登記の未了等により土地の所有者が把握できないため、地方自治体の固定資産税業務、あるいは民間の開発業務等に影響が出ております。マイナンバー制度の活用はこのような問題の解消に資する可能性がありますので、政府において、不動産登記にもマイナンバーの活用を御検討願いたいということです。

4つ目は民間事業でございます。民間企業は基本的には個人番号関係事務実施者ということで、顧客や従業員から取得したマイナンバーを法定調書に記載して税務当局に提出するという役割を担っております。一方で、みずからの業務でマイナンバーを利用したいという要望があっても、なかなか利用できないという状況があります。例えば、生命保険業界から、マイナンバーを通じて行政機関が保有する国民の住所情報、それから、生死情報を迅速に取得することで、顧客の請求手続に係る負担を軽減するとともに、一層迅速かつ確実な保険金の支払いを実現するというところで、顧客サービスの向上につなげていきたいという要望がございます。マイナンバーの利用以外の方法も考えられるため、様々な選択肢を検討した上で、国民本位での視点で望ましい方法を議論することは必要かと思いますが、やはり企業にマイナンバーを提供するメリットを顧客に感じてもらうためには、本人同意を前提としたマイナンバーの民間利用が重要な検討課題と考えております。

この他にも、年末調整に誤りがある場合に、税務署が求める源泉徴収税額の是正が企業の負担となっているという事実がございますが、マイナンバー制度等を活用して、国税当局が個人の所得情報や世帯情報を正確に把握できる場合には、納付すべき税額情報、訂正された税額情報を企業に提示いただければどうかと提案してございます。

続いて4ページに行ってくださいまして、特定個人情報に関する規制の見直しでございます。提言では、給与所得の源泉徴収票事務のために取得したマイナンバーについては、職場積み立て、NISA等に利用できるように求めております。これについては先月、個人情報保護委員会のガイドラインに事例が追加されまして、利用目的の変更により対応できることが明確化されました。この場を借りて御礼申し上げます。

その上で、利用目的の特定に関しまして、一部の従業員のみが対象となる転籍等については、イベントが実際に発生した段階で改めて対象者に通知等を行うこととされており、企業の負担となっております。そこで、将来的な利用の可能性も含めて網羅的に利用目的を特定して従業員に通知等をするを可能にさせていただきたいと考えております。

次は5ページ目でございます。法人格を超える特定個人情報の移動は厳格に制限されておりまして、従業員が出向・転籍によってグループ内の別法人に移動した場合には、移動先の企業は従業員から改めてマイナンバーを取得しなければいけないという状況がございます。同様に証券会社がNISA口座の開設手続で取得した顧客のマイナンバーをグループ内の銀行の預貯金口座に付番するために利用することもできておりません。こうした規制は事業者のみならず、従業員や顧客にも追加的な事務負担を強いておりますので、従業員、顧客の本人同意を前提として、グループ内でマイナンバーの共有を認めていただきたいと考えております。

なお、従業員の出向に際して、グループ間の共有データベースを活用して、従業員本人がマイナンバーを出向先に移動させれば、提供制限に違反しないとなっておりますけれども、企業によってはそういうシステム対応がなかなか難しい場合がございます。

次に、6ページ、7ページでございます。時間の関係がありまして詳しくは紹介しませんが、経団連の会員企業から寄せられた特定個人情報に関する負担感をまとめております。マイナンバーの取扱いや、各種制度やルールの変更により企業側のコスト負担が生じていることをお伝えしております。

最後、スライドの8ページになります。ここでは、マイナポータルの更なる充実を要望しておりまして、行政と国民のオンライン窓口であるマイナポータルには、我々として非常に期待しております。

提言では、マイナポータル上で医療費情報、ふるさと納税額に関する通知データを受領するとともに、e-Taxへの自動転記を可能とすることにより、所得税の確定申告における利便性を高めるよう求めております。

また、第1期の規制改革推進会議で検討されていた個人住民税の納税義務者用の特別徴収税額通知については、eLTAXを経由して事業者に電子的に通知されたものが従業員に交付される方法が早期に具体化されることを期待しております。将来的にマイナンバー制度が国民に広く普及した段階では、自治体から従業員にマイナポータルに直接通知することも検討課題になると考えております。

私からの説明は以上でございます。

○原座長 ありがとうございます。

次に、新経済連盟様からお願いします。誠に恐縮なのですが、もし可能でしたら、予定の時間より若干短目でお願いできればと思います。

○新経済連盟 承知しました。新経済連盟事務局長の関でございます。

本日は説明の機会をいただき、ありがとうございます。資料は2-3になります。

当連盟では、マイナンバー制度が今後の社会経済にとって大変重要な基盤であると強く認識しておりまして、そういう視点で、2015年の4月に「マイナンバー制度を活用した世界最高水準のIT国家の実現について」という提言を出させていただいております。その後も検討を進めておりまして、その結果を踏まえまして、この3年前の提言を見直した形で、今般、マイナンバー制度の活用とデジタルガバメントの改革に関する総括的な提言を発出したところでございます。ちょうど先週、新経済サミットというイベントを新経済連盟主催でやったのですが、その際にも、シンガポールの政府関係者、あるいはインドの政府関係者に登壇いただきまして、いろいろ議論をしているのですが、デジタルIDの重要性、それによるデジタル国家構築が非常に重要だというお話でございました。日本でも是非そういった視点でのマイナンバーの利活用、加えて法人番号の利活用、それらの徹底利活用ということを是非政策として進めていただきたいと思います。

以下、資料の詳細につきましては、担当の小木曾から説明させていただきます。

○新経済連盟 では、御説明のポイントとして3点述べたいと思います。日本の制度を評価するために、諸外国でどうなっているかということをお3カ国について説明します。あと、マイナンバー制度だけではなくて、法人番号制度もあわせて、ビジネスをしやすい国として重要なことですので、それについても問題を提起いたします。最後に差分を埋めるために何が必要かをいいます。まず、5ページを見ていただきたいと思います。エストニアの事例は、釈迦に説法のところがございますが、「国民ID制度」と「X-Road」という情報基盤があって、それで組成しています。歴史を振り返りますと、エストニアでも最初はカードがそんなに普及したわけではなくて、ポイントは、キラーコンテンツを増やしていったことによって、カードの取得がどんどん上がっていったということです。それから、法律上、2002年に15歳以上はIDカード所有を義務付けという形で法体系として入っています。当然、モバイルの時代ですので、2007年にモバイルIDを導入しているということでございます。

また、効果が分かりやすく書いてありまして、6ページを見ていただきたいと思います。定性的だけではなくて、なるべく定量的な数字を書いています。900以上の国内の機関で1,500種類以上の電子公共サービスが使えます。1年間5億7,000万件、「820年分」の労働時間削減、GDPの2%の行政手続コスト削減効果、オンライン登記、最速18分、電子納税については、従業員1名当たり7ユーロ削減できるというような効果が書いてあります。

もう一度重要なことを整理しますと、民間利活用なくして経済効果が生まれえないという点です。特に日常生活で一定の利用頻度が高いキラーアプリを作ることが重要だと、そこ

がポイントだとエストニアの方がおっしゃっておりました。それから、利用者メリットの訴求です。榎並様からも似たような話があったと思いますが、還付とか補助金です。それから、スマホ対応です。最後に忘れてはいけないのは、ワンストップで行えること、ここが非常に重要でございます。後でその点について指摘をさせていただきます。

時間がありませんので、7ページは比較表を作ってみたもので、後で御参照いただければと思います。

8ページ、シンガポールでは、リー首相が2014年にスマート・ネイション・イニシアティブというのを主張しまして、3本柱なのですけれども、この中で当然、デジタルIDというの位置付けをしていて、ガバメント・テクノロジー・エージェンシーという組織をトップレベルとしていろいろな組織を作っています。あと、Myinfoのような情報について、APIで外部提供することもやっているようです。なので、ここから学べることは、モバイルファーストという位置付けをしていること、それから、組織レベルの工夫、それから、民間企業とガバメント・テクノロジー・エージェンシーが密接にいろいろやりとりをして、民間の知恵を採用しているところ、それから、先ほどのAPI開放、こんなところがポイントだと思います。

10ページです。これは報道等で出ているので御案内のところが多いと思いますが、Aadhaarという国民IDが入っています。生体認証を指紋と網膜スキャンでやっています。現在、登録数が12億人、国民IDと銀行口座、携帯電話番号口座を紐付けしています。日本語で三位一体計画と訳していますが、これを一括で紐付けしていくことをやっています。この結果、銀行のユニーク口座数は5億になって、もともと銀行口座を開いていない人が結構多かったのですが、これによってキャッシュレスも進んで、インターネットバンキングも大分進んでいるということでございます。

1ページめくっていただきまして、11ページ目。いままでのことから学べるのが、第4次産業革命時代、個人と法人のデジタル認証基盤というものを作らないと、多分、国が沈没するということです。幸いなことに日本はマイナンバー制度をもう保有していますから、これを徹底的に使わないといけないということでございます。

基本設計としては、個人と法人に分けまして、個人についてはマイナポータルに集約して、マイナンバー制度を活用して認証する。法人については、昔、法人ポータルと言っていましたけれども、法人ポータルに集約して、法人番号制度を活用して認証を行う。これによってデジタル完結、ワンスオンリー、コネクテッド・ワンストップを実現していく。こういうのが全体の基本的な制度設計であろうと考えます。

13ページ目です。評価をするためには、ある程度KPIを作って、それに照らしてどうなのかという効果分析をしていかないと、今、何がどこまで行われているのかが分かりにくいというのがありまして、勝手に新経連の中で議論しました。もともとマイナンバー制度は目的に何て書いてありましたっけというところで、そこに①②③と書いているのが、もともとマイナンバー制度を構築するときに作っていた目的を3つ並べています。これごとに、

どういふことができているのかをちゃんとKPI設定、因数分解をして、現在値の数字管理をして目標値を定めて、それをもとに工程表を作っていくことが一番分かりやすいのではないかと考えています。この内容については、あくまでイメージの案を作りましたので、こういう考え方を持っていただければということでございます。

15ページは、今、私が申し上げた工程表の話を書きました。

それから、引き続き各論に移らせていただきます。16ページ。モバイルファーストへの対応ということで、これからやっていただければと思いますが、スマホのSIMカードへ電子証明書を搭載することでスマホからのアクセスを実現するというのを、iPhoneも含めて全機種で対応できるように是非ともしていただきたいということが1点。

それから、機能性の拡大のことはダブりますので省きます。

マイナポータルの話ですが、次ページを見てください。マイナポータルで、SNS経由で登録するのが大体6倍ぐらいありますということで、入り口ということであるので、機能開放について若干制限がかかっているの、ほぼ同様の機能を持てるように、ステップ2に移っていければということが会員企業の中から出てまいりました。

それから、18ページ目。では、キラーコンテンツとは何ですかというところで幾つか挙げてみました。エストニアでも他国でも、税務手続というところがポイントでございます。マイナポータルを使って一元的なワンストップのものを作りたいのですが、19ページを御覧ください。

これは2017年11月の政府税制調査会の第16回資料でございます。政府における税務手続きの電子化のスケジュールということで、左側にスマホ申告とかいろいろな項目があって、デジタルファーストになっていくのだなという気はするのですが、右側に「マイナポータル等で確定申告・年末調整に必要な情報を一元的に確認し活用する仕組みの整備（将来的課題）」とあります。太字ではなくて細字になっておりますけれども、将来的課題と書いていまして、いや、むしろここが本質ではないのかということをお我々としては思っております。多分、いろいろな省庁との関係があるので、検討することが多いというのは確かに分かるのですが、ここをやらずしてどうするのだという思いでございます。

それから、18ページにもう一回戻っていただきまして、今の税務手続をそのまま置きかえるというよりも、もっと突っ込んで考えると、BPR的に考えると、API活用して情報を活用して官民でお互いに見に行ったりすれば、そもそも源泉徴収票とか、支払報告書とかを出す仕組み自体も根本から変えられる可能性がないのかという検討もしてはどうかということを書いております。

あとはPHR・オンラインのところ、マイナポータルの自己情報表示機能で、レセプト情報も制度的には見られるはずだと思うのですが、現状において見られるようになっていませんので、そこをしっかりと位置付けてほしいと考えます。

すみません、後半時間の都合上端折ります。20ページでは、大分皆さんと重なっておりますので、ちょっと飛ばさせていただきます。

先ほど説明したスマホのSIMカードへの搭載なのですけれども、22ページの一番下、電子証明書をスマートフォンに搭載するのですけれども、利用者証明用電子証明書だけで署名用証明書が入るわけではありません。これは何を意味するのかと申しますと、マネロン法が求める本人確認ということに、これが実現してもならないということなので、そこを電子証明書を入れることで、スマホに格納するということをしなさいといけない。本人確認手段になるということは、キラーコンテンツとしてすごく重要なことだと思っております。

21ページの下は、公的個人認証について、本人の同意を前提に、最新の4情報をもらえる仕組みです。

それから、23ページで、今までのようなことを全部行っていただいたことを前提として、エストニアのように一段踏み込みまして、マイナンバー制度の利用の努力義務化というところまで踏み込んで、政府としての方向性、官民としての方向性を出したらどうかと考えております。

24ページ、法人番号ですが、法人番号自体がまだ知られていないところもあって、まず成長戦略でもう一回位置付けをしてほしいことと、法人向けのポータル工程表を作りたい。

25ページが我々の考えるポータルです。民間にAPI開放をして、デジタル完結、ワンストップ・ワンスオンリーをして、ポータルで全部済むという形でございます。

その他は、関連するのですが、ほかの国では、国民IDの制度は、国家自体をデジタルにするという中でやっているの、それ以外に必要なデジタル化政策について、全て書いたものでございますので、後で御覧いただければと思います。

以上です。

○原座長 ありがとうございます。

この後、番号制度推進室と個人情報保護委員会事務局からお話をいただきますが、誠に恐縮なのですが、後で追加の御発言の機会を設けますので、それぞれ10分程度と5分弱でお話をいただいて、一旦、質疑応答に入りたいと思います。

○内閣官房（向井審議官） 1枚目、マイナンバー制度の概要でございますが、経団連がマイナンバーの拡大と言っていたのは、マイナンバーそのもの話で、新経連が拡大と言っていたのは、2番目のマイナンバーカードに入っている公的個人認証の話で、ここが違うことをまず御留意いただきたいと思っております。それから、3番目にマイナポータル。

2ページにまいりまして、マイナンバーとマイナンバーカード。世の中で、マイナンバーとマイナンバーカードが極めてごっちゃに扱われている。これは我々の広報が悪いのだと思っておりますが、マイナンバーとマイナンバーカードは全く違いまして、マイナンバーは番号そのものでありまして、これは全員に既に付番されております。日本に住んでいる外国人も含めて全員に付番されています。交付率が悪いとか何とかという御批判が多いのはマイナンバーカードで、現在、約1,500万枚をちょっと切っているかと思っております。その中にありますICチップ内に電子的に個人を認証する機能が、新経連がおっしゃっていた、いわゆ

る公的個人認証の基盤でありまして、この個人認証にはマイナンバーは使われておりません。マイナンバーとは別のシリアル番号を使っております。それがまず違いであります。したがって、マイナンバー制度を議論する際には、マイナンバーそのものの話なのか、マイナンバーカードの話なのかをまず分けて議論する必要があります。特にマイナンバーカードの公的個人認証の話とマイナンバーの話は全く別物であります。公的個人認証につきましては、既に民間にも開放されているということでもあります。

3 ページ目は将来像なので省略します。

4 ページ目は法律成立までの経緯でございます。大分前になりますが、2010年、民主党政権時代にマイナンバー制度の検討が始まりました。すったもんだしましたけれども、自民政権に入って法案が成立しました。このときに御留意いただきたいのは、もっと利用できるにしろ、便利にしろという声と、個人情報をもっと大事にしろという声と必ず拮抗するということです。したがって、利用側はもっと便利にしろと言いますし、一方で個人情報保護を言う人たちは、こんなのはけしからんと言う。その拮抗関係の中で、議論を経た上で現在のマイナンバー制度ができ上がっていることを御留意いただきたいと思っております。

その辺の経緯が5 ページ等でございます。

その結果として、6 ページに「マイナンバー制度における安心・安全の確保」ということで、マイナンバー制度に対する国民の懸念と申しますか、よく言われる批判は、集積された個人情報が外部に漏えいするのではないかと申すことと、もう一つは不正利用、なりすまし、国家による一元管理ということが言われるので、これらについて、それぞれ、制度面において保護措置をとっている。ここが今日の議論の中で「過剰なのではないか」との声が結構あったと、こういうことではないかと思っております。

7 ページに、榎並主席研究員から提示がありました情報連携を、符号連携をやっていると。これはなぜかと言いますと、次の8 ページの1 番目に、マイナンバーの10年ちょっと前に住基ネットというのを作りまして、住民票コードを国民全員に割り振ったことがありますが、これは高裁で違憲判決が出て、最高裁まで行っております。その最高裁の判決の中で、住基ネットが合憲である理由として5つ述べられています。その中の1 番目に、取り扱われる個人情報を一元管理することができる機関、又は主体は存在しないというのを条件に挙げられております。そういうことから、符号を用いた情報連携を行い、かつ、それぞればらばらで、情報は分散管理し、逆に情報提供ネットワークの中は、個人を特定する住基ネットの本人確認情報は通らない。そうしないと、情報提供ネットワークシステムの管理者が全ての情報を見られてしまう可能性があると言われかねないから、そうしておりますが、これは最高裁の条件をクリアするために、システム的に言うと、やや重いシステムにはなっています。ただ、それをクリアするための一つの手段として、こういうシステムを作っているということでございます。

それから、9 ページ目にマイナンバー違憲訴訟がございまして、現在係争中でございます。



す。平成27年12月より8地方裁判所において係争中でして、原告はマイナンバーをつけた通知を受けた個人で、マイナンバー制度は憲法違反であるから原告のマイナンバーを削除しろと、こういう訴訟になっています。

その訴訟段階におきまして、我々は、8ページに書いてあるような制度設計であるから合憲であると言っている。したがって、合憲であると言っている主張を崩すようなことは、我々としてはできかねる。仮に違憲判決が地裁で1件でも出ますと、この手の話は何年かシュリンクしてしまう。それは是非避けたい。したがって、先ほど述べた最高裁判決に係る整理に基づいて、制度の利活用の検討を進めていきたいというのが私どもの考えでございます。

ちなみに、いろいろな規制の話が出ましたけれども、11ページに幾つか、私の国会答弁が出ております。国会答弁では、世の中に誤解を生むような答弁はせずに、できるだけその辺の誤解がないような答弁をしようと思って、こういう答弁をしたことを御理解いただくために載せてございます。

それから、12ページは個人情報保護法の改正でございます。ここで、個人情報保護法の漏えいにも直罰が出たので、現実問題として、マイナンバー付の特定個人情報の保護と個人情報の保護とでは、相当差がなくなっていることは事実。ただ、違いはもちろんあります。

13ページにその辺の安全管理措置がございます。

それから、14ページには、これも経団連の中でもありましたけれども、下線部に、よく聞かれますのは、通常、人事システムというのは、従業員の給料と云々と書いてありますが、要するに、常識的な範囲でいいのではないのという国会答弁をしております。

それから、マイナンバーの推進体制を榎並主席研究員から御提案がありました。現在の推進体制は、内閣官房で、私どもが内閣府と兼任で全体を見ている。そして、主要な部分は、マイナンバーの付番とか、マイナンバーカードとか、公的個人認証といのは基本的には総務省がやっていて、総務省と私どもの大臣は同じ大臣がやっていることによって一貫性をつけている、そういう感じでございます。ただ、所詮内閣官房は調整権限しかないもので、こうしてほしいと言っても、各省が嫌だと言ってしまうと、それはやりようがない部分もございます。できるだけいろいろな手段を使ってやらせようとはしますけれども、寝られてしまったらできないというのは、内閣官房の限界があるということでございます。

それから、マイナンバー制度のロードマップ。17ページが私どものロードマップで、マイナンバーとマイナンバーカード、マイナポータル、それぞれについてやっていきたいと思っております。

それから、マイナンバー制度の利用拡大についても、現在、戸籍事務、旅券事務での利用等について、政府で検討してございます。

それから、19ページ、20ページは総務省の作っているマイナンバーカードのロードマップで、マイナンバーカードについてもこういうことを考えているというのをまとめたもの

でございます。

21ページが自民党のマイナンバー制度利活用推進ロードマップでして、なぜこれをご紹介したかと申しますと、いろいろあって、政府として物を言えない部分を言ってもらっている、そういう感じでございます。

御説明は以上でございます。

○個人情報保護委員会事務局（其田事務局長） それでは、個人情報保護委員会から、主として、マイナンバーの安全管理措置についてお話をしたいと思います。マイナンバーの安全管理措置が個人情報よりも厳しいというイメージがひとり歩きをしていることを、今日は少しだけお話ししたいと思います。

1ページに、ガイドラインをこのように作りましたという説明を書いておりますが、これは当時、新しい制度でございましたので、現場が困るようなルールを作っちゃいけないということで、経団連、中小企業団体、経済会、各業界団体の方たちと一緒に検討会を作りまして、給与の事務はどのようになっているのか、会計の事務はどのようになっているのかということから、ガイドラインを一緒に作ってまいりました。現行のガイドラインに載せております事例も、民間の企業の方からいろいろな事務を伺いながら、このような事例を記載したら良いのではないかと御一緒に検討しながら作ってまいりました。

当時は個人情報保護法における監督権限について、個人情報保護委員会の下に、一元化をされておりました。特定個人情報保護委員会ということで、マイナンバーだけを担当する役所でございました。当時は個人情報保護法については、主務大臣制といたしまして、業種ごとに各大臣がばらばらに監督する体制をとっておりまして、各省から、個人情報保護法のガイドラインが20本以上出ておりました。これを私たちは全部眺めまして、個人情報保護法で主務大臣が出している保護レベルの最大公約数をまずマイナンバーの安全管理の目線に置こうということで作ってまいりました。もちろんマイナンバーには法律的な利用制限がかかっておりますので、ここの部分については当然、個人情報と違うところがありますが、いわゆる、どのように管理をするかというところは最大公約数で作ってまいりました。

1ページの下のところを書いてございますように、これまで600回以上、9万人の方たちに向けて説明会をやってきております。最初のうちはマイナンバー制度が新しい制度でしたので、一生懸命、制度の説明をしていたのですが、しばらくいたしますと、例えば、大変高級な生体認証金庫でありますとか、いろいろなクラウドのサービスがありますとか、マイナンバーはとても危険だから、こうしないと危ないですよというような営業があちこちで行われるようになりました。そのようなこともあり、皆さんからこのようにしないといけないのですかというような話を聞くようになりまして、これは大変だということで、私たちが常識的にやってくださいということを最近ではなるべく強く御説明するようになりまして、次のページにマイナンバー4箇条と書いてありますが、最低限このような

ことが定められており、従業員の皆さんにも、この4箇条ぐらいは見てくださいという御説明をしております。

その上で、3ページ以降、今日御意見をいただいたものについての事例を御紹介しております。3ページにあります利用目的を法定の範囲内で変更することについては、経団連から御紹介をいただきましたように、3月にQ&Aを追加しております。

それから、4ページにありますのが、利用目的の通知ということで、これも経団連から御要望いただいている事項ですけれども、例えば、この絵で御覧いただきますと、従業員の①②③という人がいまして、源泉徴収の事務は全部ありますから、利用目的Aは全部かかっているのですが、児童手当の必要な従業員②には利用目的はA、Bである。財形貯蓄をやっている従業員には利用目的はA、Cとある場合には、全ての従業員に対して包括的にABC、会社として予想される全てのものを書いて、通知すれば良いですよと考えておりまして、これは近いうちにガイドラインのQ&Aなどでお示しをしたいと思っています。

それから、次の5ページのグループ間で人事異動がある場合、マイナンバーをどう効率よく使っていくかということで、現行のガイドラインの記述に載せておりますのは、本人がワンクリックすることで移管できたら良いのではないのかという事例を、当時、企業の方と御相談して載せたのですが、このほかにもいろいろな手法があるのだらうと思います。代理の手法というやり方とか、委託の形態をとるとか、いろいろなやり方がありますので、事例については是非財界から御提案いただいて、うまくフィットするような事例をガイドラインの中にも提示をしていきたいと思っています。

お時間の関係であとは省略をいたしますけれども、6ページ以降に書いてあることも基本的には私どものガイドラインで義務付けていることではございません。それから、個人情報保護法のガイドラインともほぼ同じことが書いてあるということで、常識的にお客様の個人情報を預かるときに大事なことと同じぐらいはきちんと管理してくださいということしか書いてありませんので、この辺はガイドラインの記載方法などを工夫するとか、広報のあり方なども含めて検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○原座長 御協力ありがとうございました。

では、議長、先にお願ひします。

○大田議長 ありがとうございます。

規制が厳し過ぎる、企業の負担も大きいというのはよく聞く話です。国民に誤解を与えて、マイナンバーが持つ本来の力を発揮できていないという榎並さんの御指摘がありましたが、単に誤解の問題だけなのでしょうか。これが1点目の質問です。

2点目は、向井審議官にお聞きしたいのですが、企業の事務負担が大きいという話を非常によく聞くのですが、これについて何らかの対策は講じられないのか。

それから、経団連から出ましたマイナポータルに関して、マイナポータルに入っているデータを他のところでも使えるようにする。自動転記するとか、入っている情報は個人も

柔軟に利用できるようにすると。つまり、個人の側のワンスオンリーですね。これはいつ頃できるようになるのかというのが3点目です。

それから、もう一点、経団連から利用範囲の拡大についてお話がありましたが、未来投資戦略で、2019年通常国会への関連法案提出を念頭に、戸籍事務、旅券事務、あるいは証券分野等の公共性の高い業務への拡大について、政府で検討するとなっておりますが、これは今、どういう状況でしょうか。

○内閣官房（向井審議官） マイナンバーが本来の力を発揮できているか、できていないかは、なかなか私どもから評価のしにくいところでございますけれども、まだ始まったばかりなので、現時点においてはまだまだだと思っております。あと2～3年はかかると思っています。まだ情報連携も始まったばかりですし、肝心の年金が情報流出でまた遅れるとか、そういうアクシデントもありますので、これからかなと。

ただ、規制という点においては、先ほど申し上げたとおり、世の中に相当あくどい商売をしている業者がいるらしくて、マイナンバー対応の金庫とか、マイナンバー対応のシュレッターとか。こんなものも出てくる世界なので、現実問題として、別のシステムを作らなければいけないとか、別のファイルで保存しなければいけないとか言う業者もいるようですが、よく言うのは、そもそも大手の企業だったら人事システムはアクセス制御するに決まっているわけです。しかも社員番号が付いて管理しているに決まっているので、社員番号とマイナンバーの紐付け表と、どういう場合にマイナンバーを吐き出すかという設定を用意する、それだけで済むので、これを別のシステムだと言われるのだったら、これは最も合理的なシステムだと思います。だから、そのところが分かっている企業はちゃんとやっています。

ただ、一方で、例えば、人材派遣業とか、出版社とか、従業員以外のマイナンバーの提供を求める必要がある事業者金融業もそうです。証券、保険、銀行もそうなりましてし、講演謝金の支払いを業として行っている、そういう事業者のところは、若干負担は大きくなっているという感じはします。

そもそも、税の手続とか社会保険の手続そのものを、せっかくマイナンバーが入ったのだから、今までの調書とか、そういうのではなくて、例えば、中小企業でも、今、ほとんどが契約しているクラウドに従業員の税や社会保険の手続に必要な情報が入っていますから、クラウドと国税のシステムを何らかの形でつないで、必要な特定の情報をのぞきに行けるようにすることによって調書をなくせるというのが一番いいのです。これを何とかやりたいと思っております、これをやると、マイナンバーでちょっと増えた分の何倍もお釣りがくるぐらい事業者は楽になると思っている、是非そういうのをやりたいなど。

それから、個人のワンスオンリーは早々にやるつもりです。経団連の提案以上のことをやりたいと思っておりますので。

それから、マイナポータルへのデータ利用も当然やります。

最後に、法案の状況につきましては、戸籍は相当まで行っています。法制審の中間まと

めがでますので、それも見ながら、外務省で旅券を検討している。証券は、正確に言いますと証券保管振替機構で、マイナンバーを使わせることによって、できるだけ証券会社にマイナンバーを取りやすくしてやろうという発想なのですが、まず証券保管振替機構が頑として動かない。その辺を金融庁と連携してやっているところです。

○原座長 よろしいですか。もし今の御説明について、御提案いただいたお3方からコメントいただくことがあれば、よろしければ先に進めますが、よろしゅうございますか。

○森下委員 ありがとうございます。私もマイナンバーは大変だなといつも思っているのですけれども、経団連の説明の中で企業の声というのがあって、簡単な説明だけだったので、実際に企業でいつもやられている方も来られているようなので、特定個人情報扱うことで余計にかかるコスト負担について、具体的に教えてもらえれば大変助かると思うのですけれども、何かありますでしょうか。

○日本経済団体連合会 それでは、経団連の委員として御回答いたします。

我々もガイドラインを見て、いろいろ考えながらやっております、コストという面から言いますと、1つはマイナンバーを専門で使用する部屋を創設いたしました。私どもはグループ会社の各社の人事業務を集約してやっておる会社でございまして、グループ全社のものが適時郵便で届くということもありまして、部屋を創設して、そこに24時間の監視カメラを作って、顔と指紋の生体認証によるものを購入いたしました。これらが初期投資としては約300万円でございます、ランニングコストは大したものではないのですけれども、その程度の金額がかかっております。金額自体はそういう程度なのですけれども、それに関わってくる、専任の職員を置いたり、兼任で置いたりといったところで、従来やる仕事以外のところで人手がかなり取られておりました、季節による変動はあるのですけれども、ならしていきますと、毎月12~13人分、何らかに関わっておるというところでございます。

○日本経済団体連合会 私は先ほどから話に出ているマイナンバー管理を委託で受けるという事業を行っている者です。企業が負担を感じている部分に関しては大きく3つあると思っています。

1つは特定個人情報の安全管理措置に曖昧な部分があるということで、個人情報保護と特定個人情報保護の安全管理措置は近いというお話がありましたが、明確に異なる点が2つあり、罰則が重いことと、個人情報保護法の安全管理措置は、何か規定があると例示が必ずあることです。個人情報保護法の様に例示があれば、大体何をやればいいのか特定できます。ただ、特定個人情報保護法に関しては、規定があつて、それに例示がないケースがあるのですね。そうすると、対応しないといけない範囲が特定できず、しかし対応しないわけにはいかないので、我々としては徹底的に対応せざるを得ない。

例えば、移送に関しては追跡可能な手段を講じるという項目があるのですが、そこは例示がないのですね。恐らく、これは、普通郵便でなくて簡易書留で送りなさいよとか、その程度のことだと思うのですが、例示がないため、移送に関しては全部追跡可能な手段を

講じないといけないと考えざるを得ない。これはお客様に対してそういうアピールをするより、自社の経営陣が逮捕されることもあり得ると考えると、徹底的にやらざるを得ない。そういうことで、移送するときにGPS付ジュラルミンケースを用意するとか、余分なことをやってしまうのですね。他になかなか追跡可能な手段というのが思いつかなくて、そういったところで、ちょっとずつ余分なコストがかかってきてしまうところが問題ではないか。そういう意味では、安全措置規定に関しては必ず例示をつけて、具体性、範囲を明確にさせていただけたら大分違うのではないかと考えております。

2つ目は、行政側の制度に関してです。行政側のルール変更が急にあったり、制度によってかなりマイナンバーの扱いのルールが違ったりします。先ほど内閣官房から、いろいろな省庁を横断してやるようにしているというお話がありましたが、同じ省庁内でも違う制度であれば、マイナンバーの扱いルールが全く違うことが結構あったり、急にルールが変わったりする。しかも、再来月から変えますというような急な案内があります。ここは全ての制度で原則同じルールにさせていただき、余裕を持って発表していただければ、企業側も安心して対応できますので、ルールの統一化及びアナウンス期間に余裕を持っていただきたいというところがあります。

最後に3つ目ですが、内閣官房からもお話がありましたが、今、企業にとってマイナンバーはコストでしかないので、やはりメリットを明確にさせていただきたいと思います。今、マイナンバー制度のメリットで思いつくのは、従業員が結婚したときの添付書類が省略できますよとか、その程度です。従業員の一生に一度あるか、ないかのことが楽になったからといって余りうれしくはないので、常に企業がこれは楽になったと言える制度、手続の簡素化、先ほど内閣官房からお話がありましたけれども、そういったことを是非実現していただきたいと思います。

○森下委員 今、言われたのはもっともな話がたくさんあると思っていて、特に例示がないとか、期間のルールがないというのはおっしゃるとおりで、非常に不便だろうと思いますので、この辺はちゃんとやってもらってもいいのではないかと思いますし、最後のメリットがないというのも、結婚している方では全然メリットがないという話になりますね。それではさすがにどうかと思いますので、その辺も考えてもらえればいいのではないかと思います。

○内閣官房（向井審議官） 1番目の話は、具体的な話で、個人情報保護委員会で議論されたらいいと思います。この手の話は抽象的に言ってもしょうがないので、個人情報保護委員会ができたときは、経団連と頻りに議論をしていたので、現状、いろいろな差異が出てきているのだったら、それは徹底的にやればいいと思います。

制度面におきましても、行政ルールという話は、お聞きしているのは、本来は全部義務があるのです。だから、書かないと本来は違法なのです。ただ、書かないから受け取らないというのはさすがに酷なのではないかというので、緩めるという話。税法上、マイナンバーを書くことを要件として求める場合を除き、基本的には受け取ってくださいというの

は各省には流していますが、一部の省庁で変に厳格にやった省庁があったと思いますので、それらの点については今後改めさせたいと思います。

それから、メリットの点につきましては、先ほど申し上げましたように、マイナンバーができたので、逆に言うと、個人の調書、例えば、年末調整とか、あるいは企業の法人番号がありますので、企業からの調書というよりは、企業の情報、従業員の情報をためてあるような、大手企業ですと調書の情報はほとんどクラウド管理されていると思いますけれども、それと国税のシステムを、必要な場面、必要な時期に限り結びつけることによって、調書というのは一切要らなくなるはずなので、それを目指してやりたいと思いますので、是非支援をお願いしたいと思います。

○個人情報保護委員会事務局（其田事務局長） 貴重な御意見ありがとうございました。

まず、手法の例示につきましては、先ほど、もともとマイナンバーガイドラインは各省の最大公約数で作りましたと申し上げたのですが、個人情報保護法の監督が去年、個人情報保護委員会に一元化されてきて、今は当委員会が出している一本のガイドラインがございます。そちらにもいろいろ手法は盛り込んでございますが、同程度の事例はマイナンバーガイドラインでも実は記載をしております。先ほど具体的にお話があった、例えば、追跡可能な移送手段というの、それですらも事例でしかないのです。ですから、追跡可能な移送手段について強制はしておりませんし、義務とはしておりません。

ただ、いろいろな手法が考えられるのでしょうから、どんどん委員会に、このような事例はどうでしょうという御意見をいただいて、事例やQ&Aに足していきたいと思います。

ただ、手法の例示をどこまで細かく書くかということについては、去年の個人情報保護法のときも大変大きな岐路になって、このときも経団連を初め、いろいろな業界団体の方からも伺ったのですが、2通りの考え方がありました。手法の例示に書いてあることを全部やれば良いので、なるべく細かく書いてくださいという方と、手法の例示を細かく書くと、経営者から全部やれと言われ、全部やらなければいけなくなってしまうから、余り書いてくれるなという方がいらっしゃいました。

それから、ガイドラインは、中堅・中小企業も当然対象ですし、零細企業も対象です。ガイドラインの分量が多くなりますと、少し見ただけで読みたくなくなるので、普通の人がぱらぱらとめくれる程度の手法の例示の分量ということも勘案しまして、いろいろな要請のバランスの上で今の分量にはしておるのですが、皆さんが現場の中で、こういうのがあったら便利だなという事例は、ガイドラインにもQ&Aにも載せていきたいと思いますので、どんどん御意見をお寄せいただければと思います。

○原座長 文書の問題という以上に意思疎通の問題も大きいのかなと思いましたが、何か意見交換の場は作られているのですか。

○個人情報保護委員会事務局（其田事務局長） 経団連とはいろいろな場面で、話し合う機会はありますので、そのようなときにマイナンバーをテーマに挙げていただいてもよろしいかとは思っています。

○村上専門委員 具体的な御説明、どうもありがとうございます。今、原座長もおっしゃったように、意思疎通の部分も結構あるのかなとは思いますが。その中で2つ御検討をお願いしたいのは、1つは、個人情報と特定個人情報の差がかなりなくなっているという話がありました。一方で、特定個人情報を特別扱いしている企業などもまだあるので、ここは一緒でいい、ここは差があるということが企業の方にとっても分かりやすく示されるといいと思います。特定個人情報と個人情報の共通部分と差異をはっきりさせたガイドラインがあると誤解が少なくなると思います。

それから、特定個人情報のFAQとかを拝見しているのですが、結構調べにくいですね。HTMLで書かれていたり、PDFで書かれていたり。あれだけ多いと、もう少し検索性を高めるとか、CSVなどのデータ形式でオープンデータで提供するなどして、FAQをもっと使いやすくすると誤解が減ると思います。ガイドラインには最低限のことだけ書いて、FAQはなるべく細かく具体例を書くといった使い分けもあるといいと思います。

2つ目は、自治体においても、過剰な対応をせざるを得なかったり、対応に差異があったりという話を聞いています。企業だけではなくて自治体に対しても、ここまでやればいいというような何らかのアドバイスできるものを提供していただければありがたいと思います。

○個人情報保護委員会事務局（其田事務局長） Q & Aの検索性について大変貴重な御意見ありがとうございます。

また、個人情報保護法とマイナンバー法の違いのコンテンツは既にウェブサイトに掲載しております。ただ、その内容も皆様の御意見を踏まえながらブラッシュアップしていきたいと思います。

それから、自治体につきましては、私ども、検査にも行っておりますし、自治体からの定期報告というものを法定で1年に1回いただいております。そういったものの中からどういうところがお困りなのかということで、自治体向けに安全管理措置セミナーを開催したり、説明会についてもお呼びいただければ行ったりしておりますし、それから、監査のためのチェックリストや自治体職員向けのマイナンバーテストの素材などを提供しております。自治体は、民間企業のように協力して事務をやっているというだけではなくて、利用事務としてお使いになるので、いろいろ細やかな対応も必要であろうということで、委員会も相当力を入れてやらせていただいております。

○内閣官房（向井審議官） 自治体の話は、おっしゃった話は多分、総務省の出しているセキュリティの話だと思うのですがけれども、やや行き過ぎの部分もあるので、IT室として何らかの形で、もう少し使い勝手のいいものにしていきたいと思います。

○原座長 よろしいですか。皆さん方の説明時間を短目に切ってしまいましたので、もし追加で補足の御発言をされたい方がいらっしゃいましたら。

○富士通総研（榎並首席研究員） マイナポータルについて書き忘れたのですが、マイナポータルも結構使い勝手があると思うので、そういったものをどんどん宣伝していただき



たいなと思っています。例えば、社会保障関係ですと、所得証明が必要だとか、そういったことはしょっちゅうあります。自治体の窓口ではこれはマイナンバー対応をしていない業務なので所得証明が必要ですよと言われることもあるでしょうし、民間の場合でも所得証明が必要ですよと言われる場合があります。そういった場合、マイナンバーカードを持っていれば、ちょっとパソコン借りて自分の情報を見て、私の所得これですよと。中間サーバーの中身を見せているだけなので、情報連携をやっているのと同じなわけです。所得証明書がなくても、マイナンバーカードを持っていれば、そういうふうに証明できますよと、そういう使い方でもできるはずなので、これはどんどん宣伝していただきたいと思っています。

○日本経済団体連合会 民間利活用について少し補足をさせていただきます。マイナンバーとマイナンバーカードは違うというところで、向井審議官からも御説明いただきましたけれども、経団連からの要望の中にはマイナンバーの利活用というところに入れさせていたいただいていますけれども、やはり最後の目的という意味では、基本4情報、行政の持たれている最新の生死情報ですとか住所情報を取りたいというところが飽くまで最後の目的でございます。その手段の一つとして、現状、マイナンバーを使うというところがいいのではないかと考えていまして、マイナンバーと書かせていただいていますけれども、他の手段、公的個人認証を使うというところも御紹介いただきましたけれども、そういうところを現時点で選択肢として排斥しているというわけではございません。ただ、一方で、他の方法でいいので、マイナンバーの検討はもういいですよというわけでもなくて、やはりいろいろなメリット、デメリット、それぞれあると思いますので、そうしたところを幅広く検討していただければと思います。

○新経済連盟 2点話をさせてください。我々の資料2-3の18ページのAPIを活用した税務手続のBPRというのが、言い方が違うのですが、向井審議官がさっきおっしゃっていたことです。お互いに見合って抜本的に変えるという、正にそれを言いたかったので、頑張っていたきたいなと。

あとは、先ほどの特定個人情報のところなのですが、経団連さまのところにもグループ企業で利用というところがありますが、特定個人情報とマイナンバーで、法的に比べると、個人情報だと共同利用ということで、グループ企業間とかで共同利用という制度があるのですけれども、マイナンバーは共同利用という制度がないので、グループ企業間で使用したいというのを制度的に落とすとすると、共同利用という制度を認めてくれということになるのかなと考えますので、そこも含めて、マイナンバーを一般の個人情報と同様にするという中の検討項目の一つとして位置付けていただければと思います。よろしくお願いします。

○内閣官房(向井審議官) まず、榎並主席研究員のお話から。マイナポータルはおっしゃるとおりで、添付処理を削減するとか、あるいは電子化という話のワンスオンリーの中で、マイナンバーそのものを使うソリューションというのはそれほど多くないと実は思っ

ています。というのは、マイナンバーそのものの、榎並主席研究員が批判されましたけれども、現状のシステム自体、ちょっと重いので、必ずしも機動的に便利に使えるシステムにはなっていません。これはおっしゃるとおりで、したがって、マイナポータル経由で送られて来た情報や取得できる情報を飛ばすとか、飛ばすのも、情報のリンク先のIDだけを飛ばして、というのもあるかもしれませんが、マイナポータルの機能を相当生かすことによってできるのではないかと思っております。

それから、経団連から話がありました最新の住所情報という点で言いますと、これは相当みんな誤解があるのですけれども、マイナンバーの情報連携の対象となっている住民票情報は世帯情報だけでして、マイナンバー自体は住基ネットの本人確認4情報と結びついていないのです。なぜかという、情報連携ネットワークの中を本人確認4情報が通らないような設計になっています。それは先ほど申しましたように、住基ネット違憲訴訟の最高裁判決を踏まえ、一元管理ができないように、要するに、情報提供ネットワークシステムは情報は全て通るけれども、誰のものか分からないことによって一元管理できないことをクリアしているのです。もちろん、最高裁の判例があるために、そのやり方についてシステム側からの批判があることは十分承知していますけれども、現状はそうなっています。したがって、各省庁は住所をどうやって確認しているかという、住基をたたいています。マイナンバーは使いません住基をたたかない限り住所は取れないというのが現状になっている。

マイナンバーを使えるから住所が取れるというのは、実は誤解であります。マイナンバーを使っても、マイナンバーを利用できるだけで住所は取れない。したがって、仮に住基をたたかずにマイナンバーを使うだけで住所をとるとなると、システム改修を何百億もかけて全部しないとできないというのが現状になっている。

したがって、マイナンバーそのものを使えるようにすることで4情報も取ろうとすると、話がややこしくなるので、私どもとしては、これまたIT室に変わりますけれども、IT室で引っ越しワンストップとか、死亡ワンストップとか、2020年頃に目途をつけるという話になっていますので、引っ越しとか死亡ワンストップの中で生命保険会社にもう少しくまいくようなシステムができないかということは考えたいと思っています。

実はマイナンバーの初期のころに民間でマイナンバーを使いたいという希望があるか、経団連を通じて聞いたことがあるのですが、最新の住所をくれというのがほとんど全部でした。したがって、住所を何とかしようというのはいろいろなアプローチがあって、しかも本当は住民票の住所ではなくて、最新の連絡先をくれという話なので、実はそれを一番持っているのは日本郵政なのです。そういう民間企業も活用した、引っ越しワンストップ的なアプローチができないかと。例えば、市町村の役場に転出届を出せば全部横から飛ばせというのは、市町村や総務省の意見もよく聞く必要がありますが、そのときに何らかのストップをして、自分の希望したいところを入力すると全部そこに行くような、あるいはそれは出来合いで作っておくとか、いろいろなソリューションがあると思うので、そう

いうのを是非検討したいと思いますので、もしアイデアがあったらどんどん入れていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○村上専門委員 質問ではなくて、意見を4つほど申し上げます。

1つ目は、先ほど向井審議官からマイナンバーとマイナンバーカードは違うというお話がありましたが、もう少し分けて説明した方がいいと思います。法人番号を除くと、少なくとも、個人番号、情報提供ネットワーク、マイナンバーカード、そこに入っている公的個人認証、マイナポータルの5つくらいには分けて説明や議論をしたほうが誤解や混乱が生じなくていいと思います。

2つ目は、先ほどお話がありましたが、マイナンバーありきではなくて、やはりサービスありきで考えるべきだと思います。その解決策として、マイナポータルなのか、公的個人認証なのか、それ以外の例えば住基ネットの活用なのかというように、サービスから考えることが大切だと思います。

3つ目は、その中で公的個人認証が最もユーザーがメリットを感じやすいものの一つではないかと思ひ、そのためにはモバイル対応が重要だと思います。これについては、今、総務省で検討されていますが、是非進めていただければと思います。

最後、4つ目は、マイナポータルについても余り国で作り込み過ぎずに、なるべくならAPIを充実させて民間サービスをうまく誘導するという取組がいいと思います。

以上です。

○原座長 あとはよろしゅうございますか。そうしたら、向井審議官に一つ御質問させてください。最初の御説明の中で、内閣官房という組織で、各省との関係でやはり限界があってというお話がございましたが、具体的にどんな問題が生じていることがあって、それを解決する方策が頭の中におありになるかどうか教えていただけませんか。

○内閣官房(向井審議官) 分かりやすく、例えばの例で言いますと、新経連からありましたレセプトをマイナポータルで見られるようにという提案について、これは早々にやりたいと思っていますが、厚労省がなかなか踏み出してくれない。これについては、各民間団体とか、まず、いろいろなところで、やれと言ってもらうことで、風を起こしたいと思っています。

○飯田委員 マイナポータルの登録者が4,000人という少なさにちょっとびっくりしてしまっただけですけども。

○内閣官房(向井審議官) これは古いデータで1万人ちょっといます。随分少ないです。

○飯田委員 いえいえ、そこは全然本筋ではない。マイナーな論点かもしれないですけども、今、違憲訴訟が起こされている。これによって、どの程度制約を受けている状態か。今後、どこか1個でも地裁で違憲判決が出た場合にはというお話に少し触れられていましたけれども、そういった場合に、制約を受ける可能性が高いものと、それでも余り制約を受けないであろうものについて何か見通しがあるのかが1つと、もう一つは、先ほど榎並様からいただいたコメントの中で、現在でもこういったマイナポータルの仕組みを使

っているいろいろな情報の提示が可能だとなっているわけなのですが、どちらかと言えば、金融機関であったり、役所の方がそれを認めない、やはり紙で出してくださいと言われることも多いかと思うのですが、どちらに聞けばいいかちょっと分からないのですが、企業側の、本来はそれで良いのに、慣習上、それを受け付けてくれていないといったものの啓蒙について、どうお考えになっているか伺えればと思います。

○内閣官房（向井審議官） とりあえず、両方、私から答えさせていただきます。

まず、マイナンバーカードの活用の話はマイナンバーの違憲訴訟とは関係性が低いので、色々できると、そういう感じかなと。

それから、マイナポータルの今の話は、実現するのはシステムができてから、もっと後になりますけれども、少なくとも法改正は秋にやります。その中で、少なくとも国の関与する自治体のシステムについては全て電子化必須となり、かつ添付書類がなくなる。要するに、添付書類をなくす手段として、正にマイナポータルを使って、情報を仕入れてマイナポータルから飛ばすというスタイルは相当出てくるのかなと思っています。

民民の話で言うと、かなりの部分、慣習で縛られている業界があったり、一方でそうでもないところもあるというので、私どもとしては、少なくとも民民でも unnecessary な書類、印鑑を求めるのは避けましょうという話を言っていますけれども、商慣習が相当あるので、できる話とできない話がある。というのと、民間はいろいろな人がいますから、それで商売している人と商売していない人がいるので、そのところは要注意かなという気がしています。

○原座長 よろしいですか。残り15分ございますが、何か言い残されたことはございますか。村上さんから今後の検討課題について、何か整理いただくことはございますか。

○村上専門委員 先ほどコメントしたとおりで、繰り返しになりますが、個人情報と特定個人情報で、同じ扱いでいい部分はこうで、差がある部分はこうだというのを、これまでもいろいろなガイドやパンフレットなどを出されていますが、何度も何度もその辺は情報発信していくことで企業や自治体の誤解や溝が埋まると思いますので、負担軽減のために是非お願いできればと思います。

それから、利活用の促進に関しては、スピードアップして取り組めればと思っています。一緒に検討できればと思います。よろしく願いいたします。

○原座長 ありがとうございます。

では、今日いただきました御議論、特に特定個人情報の負担がとんでもないことになっているというお話を、私もこの会議以外でもいろいろな場所でよく聞いてきたところでございます。この問題も含めて、御議論いただいたような多くの課題について、恐らく、この場にいらっしゃる皆様方で、より意思疎通と連携を深めて、運用上の工夫をさらに進化させることによって相当程度解決していける課題が多いのかなと思いました。具体的に私たちは何をどうしていったらいいのかということは、引き続き村上さんにもお知恵をいただきながら、さらに検討していきたいと思っています。また引き続き御相談をさせていただき

たいと思います。

今日はちょっと早目ですが、終わらせていただきたいと思います。長時間、お忙しい中を大変ありがとうございました。